

組織方針に關する件

提案 理事 會

組織方針書

一、同盟の組織方針並に組織運動方針

吾が全國勞働組合同盟は現下における吾等同盟の組織方針を次の如く規定してゐる。(方針書二七頁)

- 一、現下の我國勞働階級の狀態は、我が同盟に對して、勞働階級の端初的闘争の組織體としての機能を要求する。
- 二、従つてその闘争は、客觀的には經濟闘争であり、亦之が政治的轉化たる政治闘争の範圍を出で得ない。
- 三、その組織は、大衆の日常經濟利害の一致を出發點とする大衆的組織であり、勞働組合發生期に於ける一切の勞働者の團結、地方的産業別組合、全國的産業別組合、職業別組合、地方的組合等を包含する。だが、この組織方針は常に全國的産業別組合の確立に協力することを以つて一貫する。

四、現下の資本主義の情勢の推移は、必然的に勞働大衆の急速なる階級的成長を促すが故に、大衆的闘争の組織た

二八

る我同盟は、常にこの大衆の階級的生長に即して發展する弾力性を具備するを要する。民主的中央集權制の確立はその出發點である。

五、現下の政治的情勢は勞働階級の政治闘争への積極的進出を不可避的に要求する。我同盟は支持政黨との協力並に大衆的政治闘争の訓練によつて、其政治意識の昂揚に努力しなければならぬ。

六、我同盟は大衆的組織なるが故に、全勞働大衆に對して開放的でなければならぬ。組合員の思想的右たる左たるとは我同盟の問題とはならない。だが民主的中央集權の原則に反する一切の擾亂行爲と分裂政策に對しては、その傾向の右たる左たるを問はず、常に排除を怠つてはならない。

七、單に勞働大衆の日常闘争のみならず、貧民、小市民、植民地プロレタリアの反抗運動との現實的提携は不斷に試みられなければならない。

此の組織方針に基きべきの如き組織運動の方針を規定してゐる。

一、内部的統制の確立——我同盟の組織は全國的産業別組合主義の上に立つ、民衆的中央集權を大綱とする。従つてその構成單位は全國的産業別組合たることを理想とする。

一、益々激化し行く不安動搖の中に投出されて、急速に戰團化しつゝある勞働大衆に對する日常闘争の激發、就中主要闘争點(主要産業、工場、鑛山等の如き)に對する計畫的闘争の遂行による未組織大衆の獲得。

二、政治闘争と經濟闘争との交互的結合による大衆の獲得。即ち政治的煽動によつて闘争に動員せられたる勞働大衆を絶えず職場別に編成し、勞働組合の訓練を與へること

三、團體協約權、工場委員會、其他共済施設の積極的利用、我國の勞働組合運動は將來勞働組合法の制定を契機として、その大衆的基礎を急速に擴大すべき見透しを有する

かゝる見透しは同時に資本家階級をして御用組合乃至は協調組合の保護獎勵により未組織大衆の戰團的進出を阻止せんとする計畫を豫想せしめる。かゝる時、我等は工場、鑛山、街頭、海上等の職場に於いて資本家階級の策動基本となるべき團體協約權、工場委員會、其他共済施設に對して階級的立場より割出されたる一定の方策を以て積極的利用の態度をとることを絶対に必要とする。

二、吾が組合の組織方針

吾が組合は同盟に於ける重要な地方的の産業別組合であり、同時に大阪聯合會における主體的闘争の組織體であ

るが、今日に於ては尙かゝる狀態に達し得ず、せいゝく二つの全國的産業別組合を有するに過ぎず、爾餘の組合は地方的産業別組合、職業別組合及び地方的組合の狀態にある。かゝる地方に於ける組合及び産業別組合の支部の聯絡の機關は府縣別又は便宜上の一地方を單位とする地方聯合會である。我同盟は既に産業別組合の統制により、權に地方聯合會の連絡により中央集權の實を擧げんとする。だが組合の活動の基本單位は加盟組合に在り、地方聯合會は地域の共通闘争に關する統制の權限を附與されるものである。

四、分派運動に對する統制——現下の狀態は稍もすれば、勞働組合内部に分派運動を派生せしむる。かゝる傾向は從來の宗派主義的影響の殘存し、且、大衆の間に幾多の思想的系統の交錯する今日に於ては尙避け難き事情にある。我同盟は大衆の日常利害を中心とする組織たる本則により、個人の思想的自由には干渉しないが、之が發展して分派的運動を生じ、遂に民主的中央集權の原則を犯す傾向ある場合には、統制委員會の活動を促して統制の實を擧げること努めるであらう。

五、未組織大衆の獲得——現下の未組織大衆獲得の戰術は三つの重點に集中せられねばならない。